

高知県いじめ防止基本方針



平成 2 6 年 3 月

高知県

目 次

はじめに

第１ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- １ 基本方針の目的
- ２ 基本方針の目標と取組の視点
- ３ 高知県のいじめの現状
- ４ いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - （１）いじめの防止
 - （２）いじめの早期発見
 - （３）いじめへの対処
 - （４）学校・家庭・地域の連携・協働
 - （５）関係機関の連携

第２ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- １ いじめの防止等のために県が設置する組織等
 - （１）「高知県いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」の設置
 - （２）教育委員会の附属機関の設置
- ２ いじめの防止等のために県が実施する施策
 - （１）学校が主体となって進める取組への支援
 - ① いじめの防止
 - ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進
 - イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進
 - ウ 教職員の資質能力の向上
 - ② いじめの早期発見
 - ア いじめの実態把握
 - イ 教育相談体制の整備・充実
 - ③ いじめへの対処
 - ア 緊急学校支援チーム等の派遣
 - イ ネット上のいじめへの対応
 - （２）教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備
 - （３）学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進
 - ① ＰＴＡや地域の関係団体との連携促進
 - ② 地域とともにある学校づくり
 - ③ 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり

- (4) 市町村教育委員会との連携と支援
- (5) 学校評価の留意点
- (6) 県民のいじめの問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進
- (7) 私立学校に対する支援
- 3 いじめの防止等のために学校が実施する施策
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ① 学校基本方針の内容
 - ② 学校基本方針の策定に当たっての留意点
 - (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - ① 組織の役割
 - ② 組織の構成員
 - ③ 組織運営上の留意点
 - (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - ① いじめの防止
 - ② 早期発見
 - ③ いじめに対する措置
- 4 重大事態への対処
 - (1) 学校の設置者又は学校による調査
 - ① 重大事態の発生と調査
 - ア 重大事態の意味について
 - イ 重大事態の報告
 - ウ 調査の趣旨及び調査主体について
 - エ 調査を行うための組織について
 - オ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - カ 調査実施におけるその他の留意事項
 - ② 調査結果の提供及び報告
 - ア いじめを受けた児童等及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - イ 調査結果の報告
 - (2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置
 - ① 再調査
 - ② 再調査の結果を踏まえた措置等

第3 その他留意事項

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。

このようないじめの背景には、暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった子どもに関わる大人の問題が根底にあり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の人権感覚の欠如が大きく影響していると思われる。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どもの模範となるべき大人一人一人が、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの解決を通して、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりを進めるとともに、さらには心豊かで安全・安心な社会づくりを、県民一人一人が自ら、主体的に進めなければならない。

このような基本理念のもと、いじめの問題の克服に向けて、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組むよう、「高知県いじめ防止基本方針」を策定し、県民総ぐるみで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本方針の目的

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、高知県におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

本基本方針において規定する内容のうち、県や各学校における基本方針の策定や組織体制の整備、重大事態への対処等に関する事項については、直接的には、県の行政

機関や、県教育委員会が設置・管理する県立学校、知事が所轄する私立学校を対象としたものであるが、域内の市町村や市町村（学校組合）立学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に当たっても参考となるものである。

また、いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項や、県が実施する施策に関する事項などについては、域内の市町村や市町村（学校組合）立学校を含めた県全体としての方向性や基本的施策を示したものである。

2 基本方針の目標と取組の視点

いじめの問題を根本的に解決するためには、いじめの未然防止の取組を進めることが最も重要である。県民一人一人が「いじめは絶対に許さない」という決意をもって、そういった学校の雰囲気や社会の風土を創っていかなければならない。

また、いじめの問題への対応については、いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりとした対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なことは、いじめの定義（＊）やいじめか否かにいたずらにとらわれるのではなく、心が傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことである。

あわせて、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもや被害を訴えてきた子どもをしっかり守り通す姿勢を示さなければならない。

本基本方針の目標は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、いじめの問題の克服を目指すことにある。また、こうしたいじめの問題への取組は、心豊かで安全・安心な社会づくりにもつながっていくものである。そこで、以下の4つの視点を大切にしながら、いじめの防止等のための対策に県民総ぐるみで取り組んでいくことが必要である。

① 子どもの変化に気付く力を高める

いじめの問題は、学校だけで起こるものではなく、地域社会の中でも起こり得る。また、子ども同士の間関係の中だけでなく、大人社会でもいじめやハラスメントなどの問題もある。大人の人権感覚の希薄さが、いじめの一因になっているとも考えられる。

このようなことから、子どもに関わるすべての人々がしっかりとした人権感覚をもち、子どもの小さな変化に気付く力を身に付けることが必要である。

② 子どもたちが「夢」や「志」をもてる社会づくり

「夢」や「志」をもつことは、その実現に向かって着実にやり抜こうとする強い意志とともに、社会の一員としてよりよい社会をつくっていかうとする意欲や態度を育むことにつながる。

＊ いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

子どもたちが自分の「夢」や「志」をもてるような教育活動を進めるとともに、子どもたち一人一人の「夢」や「志」を応援する社会環境づくりが必要である。

③ 人と人との結び付きを強める

人と人との触れ合いを大切に、親しみやすく、心が温かいという県民性を、「高知県は、ひとつの大家族やき。」というキャッチフレーズでアピールした「高知家」。

このコンセプトに基づき、子ども同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、これらの取組をさらに進めることが重要である。

④ みんなで子どもを守り、育む

子どもに関わるすべての大人、すべての機関・団体が子どもを見守り、積極的、主体的に関わることで、子どものもっている能力や可能性を伸ばしていくことが重要である。

そのため、組織的な視点や連携・協働の視点をもって、地域ぐるみで子どもを守り、育てる体制づくりを進める必要がある。

3 高知県のいじめの現状

平成 24 年度の高知県におけるいじめの認知件数は 689 件であり、前年度より 389 件増加している。このことについては、日頃から教職員が子どもたちの人間関係を注意深く見つめ、「もしかしていじめではないか」とアンテナを高くして、いじめの認知に努めてきた結果だと捉えている。また、1,000 人当たりの認知件数は 8.7 件で、全国平均（14.3 件）より 5.6 ポイント低くなっている。いじめの態様は、すべての校種で「冷やかし・脅し・嫌な事を言う」が最も多く、暴力を伴わないいじめが多くなっている。いじめ発見のきっかけは、小学校が「当該児童の保護者からの訴え」、中学校が「アンケート調査など学校の取組により発見」、高等学校は「本人からの訴え」が最も多い。このことから、教職員が認知しづらいいじめもなお存在すると考えられる。

また、認知したいじめについて「解消」または「一定解消」している割合は、すべての校種で高い数値を示しており、いじめに気付き、関わることができれば、多くのいじめは解消につなげることができている。

インターネット上のいじめについては、平成 24 年度は 32 件認知されており、前年度と比較すると 14 件増加している。インターネット上のいじめは、アンケートの実施や保護者との連携等により認知件数は増加傾向にあるが、潜在化しやすいという性質上、実態把握が極めて難しく、現在把握できているものは、氷山の一角であると考えるのが妥当である。

平成 25 年度においても、県内では、いじめによって登校できなくなるなど、深刻な事案が数件発生している。これらの事案の中には、学校や教育委員会を中心とした対応のみでは解決が困難なものも見受けられる。

このように、いじめが潜在化・深刻化している状況を踏まえると、学校だけの取組には限界があり、家庭や地域、関係機関との連携・協働など、学校を取り巻くすべての人々がいじめの防止等の取組を推進していく必要があると考える。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、児童生徒をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

学校は、教育活動全体を通じてすべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは周囲から把握されにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

このため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが必要である。

また、子どもたちは、地域社会の中で生活していることから、地域住民が子どもたち一人一人をしっかりと見守り、子どもたちの様子で気になることがあればすぐに連絡できるような学校との連携体制を整備することも必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事

情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを認知した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 学校・家庭・地域の連携・協働

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭、地域の連携が必要である。例えば、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や学校評議員会、開かれた学校づくり推進委員会等を活用して、いじめの問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について学校、家庭、地域が連携した取組を推進したりすることが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

このように、いじめを切り口にした学校、家庭、地域の連携・協働のみならず、さらには、心豊かで安全・安心な社会づくりにつなげるために、地域社会の一員としての学校、子どもたちや教職員が、地域の行事や地域おこしの取組など地域の活性化に向けた社会参画の動きを創り出し、地域ぐるみで子どもたちを守り、育て、伸ばしていく体制づくりも重要である。

(5) 関係機関の連携

いじめの問題への対応においては、例えば、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、学校の設置者及び学校と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。したがって、平素から、関係機関の担当者の連絡先の把握や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、心の教育センター、少年サポートセンター、警察署、児童相談所、高知地方法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ周知したりするなど、学校の設置者及び学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために県が設置する組織等

(1) 「高知県いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」の設置

（いじめ問題対策連絡協議会）

第 14 条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

県は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例により、知事部局、県教育委員会、学校、県警察本部、児童相談所、地方法務局、弁護士や心理・福祉の専門家等に係る職能団体、PTAなどから構成される「高知県いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」を設置する。なお、本連絡協議会と市町村（学校組合）教育委員会との連携を図るため、構成員に市町村（学校組合）教育委員会を加えるものとする。

（２）教育委員会の附属機関の設置

第 14 条第 3 項 前 2 項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

県は、本基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例により、教育委員会に附属機関を設置する。この附属機関は、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもとに、いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的見地からの審議を行うことを目的とする。構成員には専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

また、県立学校で発生した法第 28 条に規定する重大事態に係る調査を、学校の設置者として県教育委員会が行う場合（*）、この附属機関を調査を行う組織とする。

2 いじめの防止等のために県が実施する施策

（１）学校が主体となって進める取組への支援

① いじめの防止

ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

○ 「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進

児童生徒が、それぞれの立場で自分についてよく知り、集団の中での自分をしっかりと位置付け、将来を切り拓いていくためには、「人とつながり、人を思い、人に役立つ」ということを大事にしながら、それぞれの「夢」や「志」を育てていかなければならない。そのために、「学力向上」「基本的生活習慣の確立」「社会性の育成」の三本柱の取組を通してキャリア教育を推進する。

* 公立学校における「学校の設置者」は、学校を設置する地方公共団体である。また、公立学校について、法第 28 条の調査を行う「学校の設置者」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）により、当該地方公共団体の中で具体的に学校の設置・管理を行う教育委員会である。

○ 自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

児童生徒の自尊感情を育むとともに、社会性、規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校間連携、家庭・地域と連携した市町村ぐるみの道德教育を推進する。拠点地域における取組を県全体に普及して、県全体で家庭・地域と連携した道德教育を推進し、児童生徒の道德性の向上を図る。

また、児童生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育むため、分かる授業を実践し学力を向上させる取組やことばの力を高めるための読書活動、対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を充実する。さらに、生命や自然を大切にし、感動や感謝の心、社会性や規範意識などを育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

あわせて、児童生徒のいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携して取り組むいじめをテーマにした非行防止教室等を開催する。

○ 人権感覚を育む人権教育の推進

児童生徒の人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるために、すべての教育活動を通じて人権教育を基盤とした学級づくり、学校づくりに取り組む必要がある。そのためには、児童生徒が自他の大切さを強く自覚し、よさを認め合える人間関係を協力してつくることができるように、児童生徒に関わる教職員の人権感覚を育成するための研修機会を積極的に提供する。

イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

○ 学校経営に生徒指導の三機能を位置付けた取組の推進

いじめを生じさせないためには、児童生徒が安心して過ごせ、「夢」や「志」、自信をもてる学校を実現することが必要であり、学校の教育活動全体を通して、すべての児童生徒を対象に、自己肯定感や自己有用感を高め、社会性を育むことを意識した生徒指導を組織的に推進していくことが重要である。

そのため、授業をはじめとするすべての教育活動の中に、生徒指導の三機能（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育てる）の視点を位置付けた取組の推進を図る。

○ 児童生徒の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、学級活動やホームルーム活動を通して、児童生徒の身の回りにある問題について主体的に話し合い、問題解決していくことや、児童会・生徒会活動等を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに主体的に参画することが重要である。

そのため、学級においていじめの問題について話し合う活動や、児童生徒

が主体となって行う「いじめ防止委員会」、「いじめ防止サミット」、「いじめ撲滅キャンペーン」等の活動を推進する。

ウ 教職員の資質能力の向上

学校におけるいじめの未然防止の取組については、いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図り、校長を中心に組織的な協力体制を確立して実践に当たる必要がある。

○ 校内研修の実施の促進

各学校で、少なくとも年に1回以上、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校としての組織的な対応を図るための校内研修の実施を促すとともに、研修資料・情報提供等の支援を行う。

また、スクールカウンセラー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修の推進を図る。

さらに、「いじめ対応マニュアル『子どもたちの笑顔のために』」や「生徒指導ハンドブック」、「学級経営ハンドブック」、「Let's feel じんけん」等、指導資料を活用した校内研修の実施の促進・活性化に向けて、研修会等で具体的な活用方法の周知・普及を図る。

○ 集合研修の充実

子どものモデルとなる教職員の人権感覚を育成するため、教育センター等での研修を系統的・計画的に実施する。また、管理職等を対象に、人権教育の推進に関する研修を実施し、いじめの問題等に対する組織的な未然防止体制の充実を図る。

○ 障害のある児童生徒に対する指導の在り方についての理解

障害のある児童生徒が、周囲の児童生徒に十分に理解されず、いじめの「被害」を受けないよう、教職員を中心とした周りの大人が最大限の支援を行わなければならない。

そのためには、教育的な活動を通して障害に対する理解を周囲に促すとともに、障害のある児童生徒だけでなく、生活の中でつまずきやすい児童生徒を含めた、すべての児童生徒が互いの特性を理解し合い、助け合ってともに伸びていこうとする学級集団づくりを行う必要がある。

また、障害のある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた効果的な支援や指導を行うために、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する等、早期からの支援体制をいっそう整備するとともに、「就学時引き継ぎシート」、「支援引き継ぎシート」を活用した校種間の引継ぎ

などを効果的に利用し、特別支援教育のさらなる充実を図る。

② いじめの早期発見

ア いじめの実態把握

各学校において、年2回以上、県教育委員会が作成した「いじめアンケート」による調査の実施を促すとともに、各学校の実情に応じて、個別面談、日記や家庭訪問などさまざまな取組を組み合わせ、いじめの認知に努めるよう求める。

イ 相談体制の整備・充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、各学校における教育相談体制の充実を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期解決につなげる。

心の教育センター、少年サポートセンター、児童相談所における相談や、24時間いじめ電話相談の実施により、常時いじめの相談に応じることができる体制を整備し、学校を通じて周知を図る。

③ いじめへの対処

ア 「緊急学校支援チーム」等の派遣

公立学校においていじめにより児童生徒の生命に関わるような緊急事案が発生した場合や、学校だけでは解決が困難な事案について、学校の求めに応じて、臨床心理士、弁護士、教員経験者、警察経験者等で構成された「緊急学校支援チーム」等を派遣し、児童生徒やその保護者及び教職員の心の安定を図るとともに、日常の学校生活への回復に向けた助言を行い、適切に支援を行う。

イ ネット上のいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめ・誹謗中傷を防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

また、インターネット利用に関する家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定等、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行う。（＊）

さらに、インターネットを通じて行われるいじめを監視する学校ネットパトロールの実施などにより、ネット上のいじめの早期発見・早期対応のための体制整備を図る。

＊ 平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」には、保護者の責務として、子どものインターネットの利用状況を適切に把握することや、フィルタリングの利用等によりインターネットの利用を適切に管理すること等が示されている。

(2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備

教職員が子どもたちとしっかり向き合い、いじめの防止等に学校として一丸となって組織的に取り組んでいくことができるような体制の整備が重要であり、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等、必要な措置を講じる。

(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進

① P T Aや地域の関係団体との連携促進

P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめの背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気付く方法等に関する研修の機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した取組を推進する。また、いつでも悩みを相談できる県内の相談事業に関する周知を図る。

② 地域とともにある学校づくり

学校運営への保護者・地域住民等の積極的な参画を通じて、いじめの解決を進めていくために、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や開かれた学校づくり推進委員会といった場や、学校評議員とともに、学校のいじめの防止等の取組について検証するなど、いじめの問題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを進める。

③ 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり

学校支援地域本部、放課後子ども教室・放課後児童クラブなど、学校・家庭・地域の連携により、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進する。

(4) 市町村教育委員会との連携と支援

域内の市町村におけるいじめの防止等のための対策を推進するため、市町村の広域連携の枠組も活用しながら、必要な指導助言や情報提供を行うとともに、市町村（学校組合）教育委員会に対して、必要な財政上の支援や人的体制の整備等に努める。特に、本県には小規模の町村が多く、組織の構成員になり得る外部専門家等の人材が限られることが想定されることから、市町村と外部専門家等の関係団体との円滑な連携が図られるよう支援に努める。

(5) 学校評価の留意点

学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態

把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

(6) 県民のいじめの問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進

保護者や地域住民など県民に広く、本基本方針やいじめ防止等の取組についての理解を促すよう、リーフレットの配付や「いじめ防止子どもサミット」の開催など広報啓発の充実を図る。

また、いじめの問題をはじめとする「子どもの人権」等に関する研修・啓発及び広報活動を充実する。

(7) 私立学校に対する支援

① 人権教育の推進

私立学校における人権教育の推進を図るため、人権教育指導員の訪問による助言・指導や教職員に対する研修を実施し、学校の取組を支援する。

② いじめの防止等の取組の推進

私立学校におけるいじめの防止等のための対策を推進するため、私立学校に対して、必要な情報提供及び財政上の支援を行う。

3 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

① 学校基本方針の内容

各学校は、国の基本方針又は本基本方針を参酌し、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。学校基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制・生徒指導体制の確立、教員の資質向上に資する校内研修の充実、チェックリストの作成・実施、学校基本方針の評価などを定めるとともに、あわせていじめの防止等の具体的な取組の年間計画を作成することが必要である。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを法第 22 条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、という PDCA サイクルを、学校基本方針に盛り込んでおく必要がある。

② 学校基本方針の策定に当たっての留意点

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者や地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくうえでも有効である。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のウェブサイトなどで公開する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための「組織」を置く。

① 組織の役割

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

などである。

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うこ

とが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

② 組織の構成員

当該組織については、組織的対応の中核として機能するような体制を確立するため、複数の教職員で構成するとともに、必要に応じて、外部専門家等（例えば、心理、福祉等の専門的知識を有する者、警察関係職員その他の関係者等）を入れるなど、学校の実情に応じて構成する。

なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、人権教育主任、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などの中から選ぶことが考えられるが、これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。

③ 組織運営上の留意点

各学校における組織については、必ずしも新たな組織を設置しなければならないということではなく、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するために置いている「企画委員会（運営委員会）」や「生徒指導部会（支援委員会）」等の既存の組織を活用することも考えられ、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものである。また、組織の名称としては「いじめ対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。

また、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校の設置者及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守り通すとともに、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の意味について

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又はその設置する学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県立学校は県教育委員会を通じて、私立学校は私立

学校主管部局を通じて、知事へ事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

重大事態に係る事実関係の調査を行うに当たっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとられるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該児童生徒に対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

調査の主体は、学校又は学校の設置者となる。なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行うこととする。

エ 調査を行うための組織について

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

学校の設置者及び学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

a いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

その際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることが最優先とする。また、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めるとともに、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

さらに、学校の設置者がより積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

b いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

カ 調査実施におけるその他の留意事項

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づか

ない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。

- なお、市町村（学校組合）教育委員会においては、事案の重大性を踏まえ、児童生徒に関して、出席停止措置が必要と判断した場合は、県教育委員会が示している「問題行動等に係る出席停止措置の運用について（参考資料）」等を参考にしながら、適切に運用することが求められる。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

② 調査結果の提供及び報告

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、適時・適切な方法で情報提供を行う。

その際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、アンケート調査の結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、知事に報告する。

調査結果の説明を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

（２）調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

（公立の学校に係る対処）

第 30 条第 2 項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(私立の学校に係る対処)

第 31 条第 2 項 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

① 再調査

重大事態が発生した旨の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設置し、学校の設置者又は学校が行った調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

この附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図る。

再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。また、私立学校の場合、知事は、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

また、県立学校について再調査を行ったとき、知事はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じて、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行う。

第 3 その他留意事項

県は、本基本方針の策定から 3 年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、本基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、県は市町村における地域基本方針について、地方公共団体は自ら設置する学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。